

## 「地域の会」会則のあらまし

**(目的)** 地域の会は、立地地域の住民の参画により、発電所の

安全性・透明性確保に関する

事業者の取り組み、国・関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします。

**(委員)** 会は柏崎市、西山町、刈羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名の委員をもって構成、任期は2年、再任されることができます。

**(オブザーバー等)** 会はオブザーバー、又は説明者として次の者（事業者等）を会議に出席させることができ、必要に応じアドバイザーを出席させます。

- ・新潟県、柏崎市、西山町、
- ・経済産業省
- ・その他会が必要と認めた者

**(任務)** 会は次の事項を行います。

- 原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
- 事業者等への提言、会での

議論、活動等の住民への情報提供

○委員の研修

○その他の目的達成に必要と認められる事項

**(会員及び委員の権利と義務)**

- ・委員は、会において、自由に意見を陳述することができます。互いの意見を尊重し、自らの意見等には責任を持つ。

- ・会は、事業者等に発電所安全確保に係る提言をすることができるが、国の責任・権限に係る事項・法令の規定を超える事項について、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしない。

- ・委員は、会を通じて、事業者等に資料開陳、情報提供、現場確認等を求めることができ、この場合、その活動内容を会に報告する。

- ・委員は、会の活動中、事業者等の非開示情報を見聞した場合は、その内容を守秘する。

**(事業者等の協力)** 事業者等は、

- ・積極的な情報開示に努め、会への説明は、委員に分かりやすいよう工夫し、委員の意見を十分尊重する。

**(会の公開)** 会は、全て公開で行います。が、委員の合意により公開しないことができます。

**(会長及び副会長)** 会に会長（会に関する事務を総理）及び副会長（会長の事故時に職務を代理）を置き、会長・副会長は、委員により互選します。

**(会議)** 会議は定例会及び臨時会とします。

○定例会は、原則毎月1回招集、うち年4回は、事業者等も出席する会議（発電所情報共有会議）とします。

○臨時会は、5分の1以上の委員の呼びかけ又は事務局の求めに応じ、会長が必要と認めたとき招集。

○議長は、会長が務め、会長が出席できないときは、副会長の指示あるときは、副会長、又は会長が指名した者が議長にあたる。

**(事務局)** 会の事務局は、柏崎原子力広報センターが行い、関係自治体は、事務局を補佐します。

**(会則施行日)** 平成15年3月1日